

家庭的保育事業等

指導監査基準（令和5年8月1日適用）

荒川区子ども家庭部子育て支援課指導監査係

※本指導監査基準は、児童福祉法第34条の16第1項に基づく施設監査基準を定めるものであり、全ての家庭的保育事業等（地域型保育事業）に適用する。

指導監査基準中の 「評価区分」

評価区分	評価区分	指 導 形 態
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

(家庭的保育事業等)

運 營 管 理 編

[凡例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

No.	関係法令・通知	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
3	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
4	雇児発1212第6号通知「家庭的保育事業等の認可等について」：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	雇児発1212第6号通知
5	平成28年4月1日第1023号「荒川区家庭的保育事業等設置認可等事務取扱要綱」	事務取扱要綱
6	荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年荒川区条例第23号）	区条例
7	平成18年10月6日雇児総発第1006001号「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知	雇児総発第1006001号
8	個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
9	平成12年6月7日児発第575号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」：厚生省児童家庭局長通知	児発第575号通知
10	平成26年4月1日雇児発0401第12号「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	雇児発0401第12号
11	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
12	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則

13	平成5年6月18日法律第76号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム・有期雇用労働法
14	平成5年11月19日労働省令第34号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則」	パートタイム・有期雇用労働法施行規則
15	子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について	雇児発0905第4号
16	平成13年7月23日雇児発第488号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成25年3月29日雇児発0329第16号により改正）	雇児発第488号通知
17	平成3年12月20日基発第712号「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」	基発第712号通知
18	平成3年5月15日法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
19	平成3年10月15日労働省令第25号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」	育児・介護休業法施行規則
20	平成21年12月28日雇児発第1228第2号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	雇児発第1228第2号
21	平成28年8月2日雇児発0802第3号「「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」の一部改正について」	雇児発第0802第3号
22	平成17年9月30日雇児保発第0930001号「保育所における保育士等の適正配置について」：厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知	雇児保発第0930001号
23	平成10年4月9日児発第302号「保育所分園の設置運営について」：厚生省児童家庭局長通知	児発第302号
24	令和3年3月19日子発0319第1号「保育所における短時間勤務の保育士の取扱いについて」：厚生労働省子ども家庭局長通知	子発0319第1号
25	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（平成24年6月27日改正）	均等法
26	昭和61年4月1日労働省令第2号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則」	均等法施行規則第2条の2
27	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法

28	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
29	平成19年厚生労働省告示第289号「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に対する基本的な指針」第3－2②③	厚生労働省告示第289号
30	平成19年厚生労働省告示第326号「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」	厚生労働省告示第326号
31	平成14年12月25日 雇児発第1225008号通知「児童福祉施設最低基準の一部改正について」：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	雇児発第1225008号通知
32	建築基準法（平成25年法律第201号）	建築基準法
33	平成8年7月19日社援施第116号「社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について」：厚生省社会・援護局施設人材課長通知	社援施第116号通知
34	水道法（昭和32年法律第177号）	水道法
35	水道法施行令（昭和32年12月12日政令第336号）	水道法施行令
36	水道法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号）	水道法施行規則
37	浄化槽法（昭和58年法律第43号）	浄化槽法
38	消防法（昭和23年法律第186号）	消防法
39	消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）	消防法施行令
40	消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）	消防法施行規則
41	昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」：厚生省社会・児童家庭局長連名通知	社施第107号通知
42	東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）	東京都震災対策条例

43	昭和55年1月16日社施第5号「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」：厚生省社会局施設課長・児童家庭局企画課長通知	社施第5号通知
44	東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示（平成13年東京消防庁告示第2号）	東京消防庁告示第2号
45	昭和48年4月13日社施第59号厚生省社会・児童家庭局長連名通知「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」	社施第59号通知
46	平成13年6月15日雇児総発第402号：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
47	平成26年7月24日基発0724第2号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」	基発0724第2号
48	昭和24年6月4日法律第193号「水防法」	水防法
49	平成12年5月8日法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」	土砂災害防止法

目 次

1	児童の入所状況		5	勤務状況	
(1)	認可定員の遵守	1	(1)	勤務体制	15
(2)	認可内容の変更（建物設備を除く）	1	(2)	男女の均等な待遇の確保	16
2	基本方針及び組織		(3)	妊娠した労働者等の就業環境の整備	16
(1)	福祉サービスの基本的理念	2	(4)	勤務状況の帳簿の整備	16
(2)	利用者の人権の擁護、虐待の防止	2	6	職員給与等の状況	
(3)	個人情報保護	2	(1)	本俸・諸手当	16
(4)	秘密保持	3	(2)	社会保険	17
(5)	苦情解決	3	(3)	賃金台帳	17
(6)	サービスの質の評価等	3	7	健康管理	
(7)	運営委員会	4	(1)	安全衛生管理体制	17
(8)	家庭的保育事業等運営規程	4	(2)	健康診断	18
(9)	分掌事務	4	8	職員研修	18
(10)	業務日誌（園日誌）	5	9	建物設備等の管理	
(11)	職員会議	5	(1)	建物設備の状況	19
3	就業規則等の整備		(2)	建物設備の安全、衛生	21
(1)	就業規則	5	(3)	環境衛生の状況	21
(2)	給与規程	7	10	災害対策の状況	
(3)	育児休業規程等	8	(1)	管理体制（防火管理者）	22
(4)	旅費	11	(2)	防火対策	22
(5)	労使協定等	11	(3)	消防計画等	22
(6)	周知等の措置	12	(4)	消防署の立入検査	23
4	職員の状況		(5)	防災訓練等	24
(1)	職員の配置	13	(6)	災害発生時への備え	25
(2)	職員の資格保有	14	(7)	保安設備	25
(3)	採用、退職	15	(8)	安全対策	26
(4)	関連帳簿の整備	15			

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 児童の入所状況 (1) 認可定員の遵守	1 家庭的保育事業等の定員 (1) 定員 ア 家庭的保育事業にあつては、1人以上5人以下とする。 イ 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）及び小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）にあつては、6人以上10人以下とする。 ウ 居宅訪問型保育事業にあつては、1人とする。 エ 事業所内保育事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあつては、区条例第42条で定める表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数以上の定員枠を設けなくてはならない。 定員の弾力化 家庭的保育事業等は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、区条例に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができる。なお、連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう）が120%以上のときは、定員の見直しを行うこと。 ※家庭的保育事業は対象外	1 認可定員は遵守されているか。	(1) 児童福祉法第34条の15 (2) 児童福祉法施行規則第36条の36 (3) 雇児発1212第6号 (4) 区条例第22条・23条：家庭的保育 (5) 区条例第28条・29条：小規模A保育 (6) 区条例第31条・32条：小規模B (7) 区条例第33条・34条：小規模C (8) 区条例第38条・39条：居宅訪問型 (9) 区条例第42条・43条・44条：事業所内 (10) 区条例第47条・48条：小規模型事業所内	(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。 (2) 入所児童数が認可定員を超え、かつ弾力化の認められる範囲を上回っている。 (3) 定員の見直し等を行っていない。	C B B
(2) 認可内容の変更（建物設備を除く）	1 家庭的保育事業等の設置認可事項について変更が生じた時は、変更届を提出することが必要である。 ・主な変更届出事項 (1) 名称及び所在地 (2) 事業者の名称及び住所、代表者 (3) 土地建物の構造及び使用区分並びに屋外遊戯場 (4) 定員又は年齢区分 (5) 施設長 (6) 管理者 (7) 調理業務（業務委託、外部搬入）	1 認可内容の変更を届け出ているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項 (2) 事務取扱要綱第11条	(1) 認可内容の変更を届け出ている。	C

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
2 基本方針及び組織					
(1) 福祉サービスの基本的理念	1 家庭的保育事業者等は、利用者の国籍、信条、社会的身分等、又は入所に要する費用負担によって差別的な取り扱いをしてはならない。なお、宗教上の行為、祝典、儀式、又は行事への参加を強制することは、厳に慎まなければならない。 また、職員に対し、国籍、信条、又は社会的身分等を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。	1 国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用負担の有無によって、差別的扱いをしてはいないか。	(1) 児童福祉法第1条 (2) 区条例第11条 (3) 労働基準法第3条	(1) 国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用負担の有無によって、差別的扱いをしている。	C
(2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止	1 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 2 家庭的保育事業等の長は、利用乳幼児又は障害者に対する虐待事案の早期発見及び防止に努めるため、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じなければならない。	1 乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 2 乳幼児に対する虐待事案の早期発見及び防止のため、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じているか。	(1) 児童福祉法第33条の10 (2) 区条例第12条 (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条、第3条 (4) 雇児総発第1006001号 (5) 保育所保育指針第1章1(5) (6) 令和5年3月27日子発0327第5号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」	(1) 利用者の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (1) 職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じていない。	C
(3) 個人情報保護	福祉関係事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益の侵害を防止するため、必要な措置を講ずる必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。 (1) 利用目的をできる限り特定すること。 (2) 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。 (3) 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 (4) 個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 (5) 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 (6) 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	(1) 個人情報保護法第15条～第33条 (2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） (3) 保育所保育指針第1章1(5)ウ、第4章1(2)イ	(1) 適切な措置を講じていない。	C

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 秘密保持	家庭的保育事業等の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。家庭的保育事業等は、職員であった者が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 必要な措置（例） ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め 等	1 家庭的保育事業等は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	(1) 区条例第20条 (2) 保育所保育指針第4章1(2)イ	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
(5) 苦情解決	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児又はその保護者等からの保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他必要な措置を講じなければならない。 必要な措置(例) ・ 施設内の掲示 ・ 利用者への文書での配布	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 2 施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。	(1) 区条例第21条 (2) 児発第575号通知 ※社福法82条は小規模のみ (1) 児発第575号通知	(1) 苦情解決の仕組みを整備していない。 (2) 苦情解決の仕組みの整備が不十分である。 (1) 利用者への周知が行われていない。 (2) 利用者への周知が不十分である。	C B C B
(6) サービスの質の評価等	家庭的保育事業等は自ら業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 家庭的保育事業等は定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ※家庭的保育事業においては、利用者も非常に少なく調査結果から誰が回答したのか判別が可能であることを考慮し、第三者評価については対象外とする。	1 自ら業務の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 2 定期的に福祉サービス第三者評価受審等、サービスの質向上のための取組をしているか。 ※小規模、事業所内5年に1回程度	(1) 区条例第5条の3、4 ※社福法78条は小規模のみ (2) 雇児発0401第12号	(1) サービス評価等、サービスの質向上のための取組を行っていない。 (1) 取組が不十分である。	C B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 運営委員会 【社会福祉法人又は学校法人以外が設置する家庭的保育事業等】	社会福祉法人又は学校法人以外が設置する家庭的保育事業等については、社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置し、適正に運営する必要がある。ただし、経営者に保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む場合を除く。 なお、地方公共団体が設置し運営業務を委託する場合も同様である。 ※定員5人以下の事業所内保育事業所及び家庭的保育事業については対象外	1 運営委員会を設置しているか。 2 運営委員会は適正に運営されているか。	(1) 雇児発1212第6号 第1-3 (3) ウ (イ) (1) 雇児発1212第6号 第1-3 (3) ウ (イ)	(1) 運営委員会を設置していない。 (1) 運営委員会の運営が不適正である。	C B
(8) 家庭的保育事業等運営規程	家庭的保育事業等は、次の各号に掲げる事業等の運営についての重要事項に関する規定を園則として定めておかなければならない。 (1) 事業等の目的及び運営方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 ※全部（一部）を別途規程している場合、重ねて規程する必要はなく、別途定めている規定を示せば足りる。	1 家庭的保育事業等の運営規程を適切に定めているか。	(1) 区条例第18条 (2) 雇児発0905第4号 (3) 事務取扱要綱第9条 (2)	(1) 家庭的保育事業等の運営規程を定めていない。 (2) 内容が不十分である。	C B
(9) 分掌事務	職員の職種や員数に基づき、職務の内容などを定めた分掌事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。	1 各職員の職務分掌は明確になっているか。	(1) 区条例第18条	(1) 職務分掌が明確でない。	B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(10) 業務日誌 (園日誌)	家庭的保育事業等の状況を的確に把握するため、業務（園）日誌は家庭的保育事業等の日常業務を一覧できる内容である必要がある。管理者等が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。 (例) 職員及び児童の出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等	1 業務（園）日誌を適切に作成しているか。 適正に記録、保管しているか。	(1) 区条例第19条	(1) 業務（園）日誌が未作成である。 (2) 記録が不十分である。	B B
(11) 職員会議	家庭的保育事業等は、職員会議等を通じて職員間の連携を十分に図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。 記録は、日時、場所、出席者、欠席者、会議内容等を記録する。	1 職員会議の開催方法等は適切か。 2 会議録を作成しているか。	(1) 事務取扱要綱第5条8 (2) (2) 保育所保育指針第1章3 (5) イ、第5章2 (2) (3) 区条例第19条	(1) 職員会議等を通じて職員間の連携が十分に図られていない。 (2) 各種研修への参加機会の確保等に努められていない。 (1) 会議録を作成していない。	B B B
(12) 衛生管理等	家庭的保育事業者等は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するように努めなければならない。	1 定期的に研修・訓練を実施しているか。	(1) 区条例第14条第2項	(1) 感染症及び食中毒の予防等について研修・訓練を実施していない。	B
3 就業規則等の整備					
(1) 就業規則	1 就業規則は当該事業等の職員の労働条件を具体的に定めたものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすものである。施設の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた職員処遇が適正に行われていることが必要である。本規則は労働基準法等労働関係法令と密接な関係を有し、規則の内容や適用の是非については、高度に専門的知識、経験及び判断が要求される場合がある。従って検査に当たっては、必要な事項が定められていること、内容の適否、作成に当たっての適正な手続の履行、職員への適正な周知などを調べることとなるが、高度に専門的な事項については、労働基準監督署等の監督機関の指導を受けるよう助言する。	1 職員10人以上の事業所等について、就業規則を整備しているか。 2 非常勤職員就業規則を整備しているか（就業規則に非常勤職員に関する規程が含まれていない場合）。	(1) 労働基準法第32条～41条、第89条、第90条、第106条 (1) パートタイム労働法第7条 (2) 厚生労働省告示第326号	(1) 就業規則を作成していない。 (2) 必要記載事項を規定していない。 (1) 非常勤職員就業規則を作成していない。	B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	2 職員10人以上の施設にあっては就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。 10人未満の施設については、作成の義務はないが、社会福祉施設の近代的労使関係に必要なとされる労働条件の明示の観点から作成を助言する。 就業規則に記載すべき事項 (1) 絶対的必要記載事項（就業規則に必ず記載しなければならない事項） ① 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇（産休、育児休業、介護休業、子の看護休暇を含む。）並びに交替制の場合は就業時転換 ② 賃金に関する事項…賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給 ③ 退職に関する事項…退職の条件及び方法並びに解雇の条件及び方法 （高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法律第68号）が一部改正（平成24年9月5日法律第78号）され、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等が義務化された。【平成25年4月1日施行】）	1 就業規則の記載内容は適正か。 ・有給休暇の付与日数は労働基準法で定められた日数であるか。 ・勤務時間及び休憩時間は法定時間を遵守しているか。 ・65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を定めているか（平成25年4月1日施行）。 2 労働基準監督署に届けているか。	(1) 労働基準法第32～41条、第89条 (2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条 (1) 労働基準法第89条	(1) 就業規則の内容が不適正である。 (1) 労働基準監督署に届けていない。	B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 給与規程	(2) 相対的必要記載事項（当該事業所に適用されるべき一定の「定めをする場合」には、就業規則に必ず記載しなければならない事項） ① 退職手当に関する事項…適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払の方法並びに手当の支払時期 ② 臨時の賃金及び最低賃金額に関する事項 ③ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項 ④ 安全及び衛生に関する事項 ⑤ 職業訓練に関する事項 ⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 ⑦ 表彰及び制裁に関する事項…種類及び程度 ⑧ 上記以外の当該事業所の労働者のすべてに適用される事項 なお、「定めをする場合」とは、新たに規程を設ける場合のみに止まらず、「不文の慣行又は内規がある場合」も該当する。従って、「定めをする場合」に該当する事項がある場合には、必ず成文化する必要がある、その範囲では絶対的必要記載事項と同じ扱いとする。	3 就業規則の内容と現状に差異はないか。	(1) 労働基準法第89条	(1) 就業規則と現状に差異がある。	B
	3 非常勤職員就業規則 事業主は、短時間労働者について、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令を遵守する必要がある。				
	1 給与規程は、就業規則の一部であるから、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが職員の給与が職員の処遇上極めて重要であることから適正に整備されていることが必須である。	1 給与規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 雇児発第488号通知5(3)オ	(1) 給与規程を整備していない。 (2) 労働基準監督署に届け出していない。	B B
	2 職員の給与の支給については、労働基準法（差別的扱いの禁止、男女同一、賃金支払い方法、非常時払い、時間外勤務手当等）及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。	1 給与規程の内容は適正であるか。また、規程と実態に差異はないか。	(1) 労働基準法第3条、第4条、第24～第28条、第37条、第89条	(1) 給与規程の内容が不適正である。 (2) 給与規程と実態に差異がある。	B B
	3 給与及び諸手当の支給基準が明確であり、また、基準に従って支給すること。	1 給与及び諸手当等の支給基準が明確になっているか。	(1) 労働基準法第15条、第89条 (2) 雇児発第488号通知5(3)オ	(1) 給与及び諸手当の支給基準が明確でない。	B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 育児介護休業規程等	1 育児休業 (1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で2歳）に満たない子を養育する労働者が休業を申出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から1年以内(1歳6か月及び2歳まで育児休業する場合には6か月以内)に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 ※ 両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで1年間以内の休業が可能。 育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・育児休業の取得に必要な手続 ・育児休業期間 ※ 出生時育児休業（産後パパ育休） 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 (2) 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。 ① その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ② 育児休業に関する相談体制の整備 ③ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置	1 育児休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。（就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合） 2 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置をしているか。	(1) 労働基準法第89条、90条 (2) 基発第712号通知 (3) 育児・介護休業法第5条～第10条、第16条の8、第17条、第19条、第21条、第21条の2、第23条、第24条 (4) 育児・介護休業法施行規則第8条、第21条の2～第22条の2 (5) 雇児発第0802第3号 (1) 育児・介護休業法第22条 (2) 育児・介護休業法施行規則第71条の2	(1) 育児休業に関する規程を整備していない。 (2) 育児休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。 (1) 育児休業に関する研修等の措置がされていない。	B B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	(3) 妊娠又は出産等についての申出があった場合は、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに意向確認のための面談等の措置を講じなければならない。 《周知事項》 ①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い 《周知・意向確認の方法》 ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。 加えて、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇を与えるための措置を講ずるよう努めなければならない	3 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を職員に周知しているか。	(1) 育児・介護休業法第21条第1項、第2項 (2) 育児・介護休業法施行規則第69条の3、第69条の4	(1) 職員に周知していない。又は不十分である。	B
	2 介護休業 (1) 介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。対象家族一人につき通算93日まで3回を上限として分割して取得することができる。 ただし、次の労働者について介護休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申し出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員 ・1週間の所定労働時間が2日以下の従業員 介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・介護休業の取得に必要な手続 ・介護休業期間 また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。	1 介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。（就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合）	(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 育児・介護休業法第11条～第16条、第18条、第20条、第23条 (3) 雇児発第0802第3号	(1) 介護休業に関する規程を整備していない。 (2) 介護休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出ていない。	B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	3 労働時間の制限等 (1) 勤務時間の短縮等の措置 ① 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。 なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。 ・ 育児休業の制度に準ずる措置 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・ 託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 ② 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。 ・ 短時間勤務制度 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・ 介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度 (2) 時間外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。（制限時間1月24時間、1年150時間） (3) 深夜労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求した場合又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。	1 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条、第24条	(1) 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を講じていない。 (1) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。 (1) 深夜労働の制限について、適切に実施していない。	B B B
	4 子の看護休暇 小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるために、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日休暇取得できる。看護休暇は1日単位又は時間単位で取得できる。	1 子の看護休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の2～第16条の4	(1) 子の看護休暇制度について、適切に実施していない。	B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 旅費	5 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために休暇を取得することができる。介護休暇は1日単位又は時間単位で取得できる。	1 介護休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の5～第16条の7	(1) 介護休暇制度について、適切に実施していない。	B
	5 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。	1 労働者の配置について、配慮しているか。	(1) 育児・介護休業法第26条	(1) 労働者の配置について、配慮していない。	B
	1 職員が業務又は研修のため出張する場合は、その旅費（実費及び手当）を支給するものとする。旅費、日当の支払い、宿泊費の定額払いを行う場合は根拠となる規程が必要である。	1 旅費に関する規程を整備しているか（実費以外を支給している場合）。また、規程と実態に差異はないか。	(1) 労働基準法第89条10号	(1) 旅費に関する規程を整備していない。又は内容に不備がある。 (2) 旅費に関する規程内容と実態に差異がある。	B B
				(3) 労働基準監督署に届け出ている。 (1) 36協定を締結していない。	B B
				(2) 労働基準監督署に届け出ている。 (3) 協定内容と現状に差異がある。	B B
				(1) 24協定を締結していない。 (2) 協定内容、手続が不適切である。	B B
(5) 労使協定等	1 36協定 時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、代表者がいない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事業場ごとに締結しなければならない。	1 36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。（時間外及び休日に労働させる場合）	(1) 労働基準法第36条		
	2 24協定 賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様の手続きをもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。	1 24協定を適切に締結しているか。（賃金から法定外経費を控除する場合）	(1) 労働基準法第24条		

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 周知等の措置	3 変形労働時間制 (1) 1ヶ月以内 1ヶ月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定の締結又は就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (2) 1ヶ月超1年以内 1ヶ月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。 また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。	1 変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第32条の2、第32条の4	(1) 変形労働時間制（1ヶ月以内）に関する協定を締結せず、就業規則にも規定していない。 (2) 変形労働時間制（1ヶ月超1年以内）に関する協定を締結していない。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。	B B B
	1 就業規則及び協定等については、職員に周知しなければならない。	1 就業規則等を職員に周知しているか。	(1) 労働基準法第106条 (2) 育児・介護休業法第21条の2	(1) 職員に周知していない。又は不十分である。	B
	2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込みにより支払うことができる。なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解される。	1 口座振込に関する個人の書面による同意を得ているか。	(1) 労働基準法施行規則第7条の2	(1) 個人の同意を得ていない。	B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
4 職員の状況 (1) 職員配置	1 家庭的保育事業等は、各事業ごとに区条例に基づいた職員配置を適正に実施しなければならない。 2 区条例第8条に規定する職員を保育に直接従事する職員とし、児童の定員について、以下の計算式により算出した数を配置する。 <家庭的保育事業、小規模保育事業C型> 乳幼児3人に対して家庭的保育者1人とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的補助者（区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の期間が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。）とともに保育する場合には、乳幼児の数は5人までとする。 <小規模保育事業A型、B型、小規模型事業所内保育事業> 保育士の数は、区条例に規定する児童の年齢区分別に、定員を保育士の員数の基準となる児童数で除した数を小数点1位（小数点以下2位切捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数に1を加えた数とする。 なお、小規模保育事業B型（小規模型事業所内保育事業B型を含む。）においては、このうち6割以上を保育士とする。 また、前述の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <保育所型事業所内保育事業> 保育士の数は、区条例に規定する児童の年齢区分別に、定員を保育士の員数の基準となる児童数で除した数を小数点1位（小数点以下2位切捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数とする。 <常勤職員の定義> 各施設の就業規則等で定めた常勤のうち (1) 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。） (2) 労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該事業所であること。 (3) 1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務し、社会保険の被保険者であること。 ※ 同一敷地内に設置されている社会福祉施設の職員の施設間の兼務を行うことができる。ただし、直接保育に従事している職員は、その行う保育に支障がある場合は、この限りではない。	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 区条例第10条 (2) 区条例第23条：家庭的保育 (3) 区条例第29条：小規模A (4) 区条例第31条：小規模B (5) 区条例第34条：小規模C (6) 区条例第39条：居宅訪問型 (7) 区条例第44条：事業所内 (8) 区条例第47条：小規模型事業所内 (9) 事務取扱要綱第5条 (10) 児発第302号 (11) 子発0319第1号 (12) 雇児保発第0930001号 (13) 令和3年3月19日子発第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（準拠） (14) 平成28年2月18日雇児発0218第2号「保育所等における保育士配置に係る特例について」（準拠）	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 職員の資格保有	3 短時間勤務の保育士及びその他の常勤以外の保育士の導入 保育に従事する者は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することを基本とするが、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、以下の基準を全て満たす場合には区条例上の定数の一部に短時間勤務の保育士及びその他の常勤以外の保育士を充てても差し支えない。 ＜常勤以外の保育士導入の要件＞ (1) 常勤の保育士が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。 (2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤以外の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。				
	1 家庭的保育事業等は、各事業ごとに区条例に基づいた職員の資格の保有を徹底しなければならない。 2 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。	1 資格を要する職種において、有資格者が勤務しているか。 1 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用していないか。	(1) 区条例第23条：家庭的保育 (2) 区条例第29条：小規模A (3) 区条例第31条：小規模B (4) 区条例第34条：小規模C (5) 区条例第39条：居宅訪問型 (6) 区条例第44条：事業所内 (7) 区条例第47条：小規模型事業所内 (1) 児童福祉法第18条の23	(1) 資格を要する職種に有資格者が勤務していない。 (1) 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用している。	C C

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 採用、退職	1 家庭的保育事業者等は、募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。 2 家庭的保育事業者等は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。 (1) 労働契約の期間に関する事項 (2) 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 (3) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 (5) 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 (6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む) 上記の事項等については、書面交付の方法により明示する必要がある。 3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 ※パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、相談窓口	1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 1 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。 1 非常勤職員の採用時に、雇入通知書(雇用契約書)等の文書を交付し、必要な勤務条件を明示しているか。	(1) 均等法第5条 (1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (3) パートタイム・有期雇用労働法第6条 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成5年労働省令第34号)第2条	(1) 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。 (1) 採用時に労働条件の明示がない。 (2) 採用時に労働条件の明示が不十分である。 (1) 非常勤職員に勤務条件の明示がない。 (2) 非常勤職員に勤務条件の明示が不十分である。	B B B B B
(4) 関連帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 (1) 資格証明書(保育士証の写し、医師免許証の写し等) (2) 履歴書 (3) 労働者名簿 (①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類 ⑦雇入れ年月日 ⑧退職年月日及びその理由 ⑨死亡年月日及びその原因等)	1 資格が必要な職種の職員について、資格証明書を整備しているか。 2 履歴書を整備しているか。 3 労働者名簿は全職員分を整備しているか。	(1) 区条例第19条 (1) 区条例第19条 (1) 労基法第107条、109条 (2) 区条例第19条 (3) 労基法施行規則第53条、第56条	(1) 資格職種の資格証明書を整備していない。 (2) 一部職員の資格証明書を整備していない。 (1) 履歴書を整備していない。 (1) 労働者名簿を整備・保管していない。	C B B B
5 勤務状況					
(1) 勤務体制	事業等における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。	1 勤務体制が労働基準法上、適正か。	(1) 労働基準法第32条～第41条	(1) 勤務体制が労働基準法上、適正でない。	B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 男女の均等な待遇の確保	1 家庭的保育事業者等は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。 2 家庭的保育事業者等は、女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。	1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 1 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。	(1) 均等法第6条～第8条 (1) 均等法第12条、第13条	(1) 性別による差別的取扱をしている。 (1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。	B B B
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	1 事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の申請取得等に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。 2 事業主は、労働者が育児・介護休業等の利用に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。	1 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っているか。 1 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っているか。	(1) 均等法第9条、第11条の3、第11条の4 (2) 均等法施行規則第2条の2 (1) 育児・介護休業法第10条、第16条、第16条の4、第16条の7、第25条、第25条の2	(1) 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っていない。 (1) 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	B B
(4) 勤務状況の帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 ・出勤・退勤に関するもの（タイムカード） ・出張（外出）に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの等	1 勤務関連帳簿を整備しているか。	(1) 区条例第19条 (2) 労働基準法第109条 (3) 労働安全衛生法第66条の8の3 (4) 労働安全衛生規則第52条の7の3	(1) 勤務に関する帳簿を整備していない。 (2) 勤務に関する帳簿の一部が整備されていない。又は記録の内容に不備がある。	C B
6 職員給与等の状況					
(1) 本俸・諸手当	職員の給与については、適正に支給することが必須である。	1 本俸・諸手当は規程どおり支給されているか。 2 初任給は規程どおりに決定しているか。 3 昇給及び昇格は規程どおりに行われているか。	(1) 労働基準法第15条、24条～28条、37条、89条	(1) 本俸・諸手当を規程どおり支給していない。 (1) 初任給を規程どおりに決定していない。 (1) 昇給及び昇格を規程どおりに行っていない。	B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 社会保険	職員5人以上を使用する事業所は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険のいずれの保険においても、被保険者として強制加入又は強制適用されることとなっており、原則として小規模保育事業は社会保険に加入の義務がある。 ※労災、雇用保険に関しては1人でも雇っていれば加入しなければならない。労災は労働時間・契約形態に関係しない（同居の家族は除く）。雇用保険は雇用保険への加入条件を満たす職員が一人でもいれば加入義務が発生（週20時間以上かつ31日以上継続して雇用される者）。 ※健康保険、厚生年金については法人ならば、事業主一人でも加入義務発生。個人事業主であれば、健康保険法3条・厚生年金法6条に定める業種で5人以上従業員を雇用する事業所のみ加入義務発生（個人経営ならば5人以上従業員を使用する小規模保育所のみ）。	1 社会保険への加入は適正か。 2 健康保険、厚生年金等すべての社会保険に加入しているか。 3 健康保険、厚生年金等の社会保険に未加入者はいないか。	(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条 (2) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第24条 (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項 (4) 厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第15条 (5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条 (6) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第6条 (7) 労働者災害補償保険法昭和22年法律第50号）第3条第1項	(1) 健康保険、厚生年金等いずれかの保険に未加入である。 (2) 加入はしているが、いずれかの保険に未加入者がいる。	B B
(3) 賃金台帳	使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。	1 賃金台帳を整備しているか。	(1) 労基法第108条、109条 (2) 区条例第19条 (3) 労働基準法施行規則第54条	(1) 賃金台帳を整備・保管していない。	B
7 健康管理					
(1) 安全衛生管理体制	労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。 ・労働者が常時10人以上50人未満の施設においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。	1 （職員が常時10人以上50人未満の施設において）衛生推進者を選任しているか。	(1) 労働安全衛生法第12条の2 (2) 労働安全衛生規則第12条の2～4	(1) 衛生推進者を選任していない。 (2) 衛生推進者を職員に周知していない。	B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 健康診断	常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。（雇入時健康診断） 定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。 なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の3/4以上の者についても同様に行うこと。 - 結核診断の結果結核の発病のおそれがある者に対して、X線直接撮影検査、かく痰検査及び聴診・打診その他必要な検査を行うこと。 - 健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。	1 健康診断を適切に実施しているか。	(1) 区条例第17条 (2) 労働安全衛生法第66条 (3) 労働安全衛生規則第43条～第45条 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2 (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第27の2 (6) 平成26年7月24日基発0724第2号第111ト(二)	(1) 健康診断が未実施である。 (2) 調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。 (3) 健康診断の未受診者がいる。 (4) 健康診断の実施方法が不適切である。 (5) 健康診断の実施時期が不適切である。 (6) 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を労働基準監督署へ提出していない。	C C B B B B
8 職員研修	家庭的保育事業等の職員は、知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 施設は、職員に対し資質の向上及び人材確保のため、研修体系を構築し、研修等の充実を図るとともに、職員の自己研鑽が図られるよう、業務の中で必要な知識や技術を習得できる体制や、職場内や外部の研修受講の機会等の確保に努めなければならない。 特に、個人の職務遂行能力に応じた、具体的内容をもった実施計画が立てられていることが望まれる。 家庭的保育事業者等は、保育所の全体的な計画や、各職員の研修の必要性を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。 - 職場における研修の充実を図ること。 - 外部研修への参加機会が確保されるよう努めること。 - 職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成すること。 - 研修終了後、報告をさせ、研修内容を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげること。 - 研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう配慮すること。 - 職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 - 研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。	1 研修の機会を確保しているか。 2 研修計画を適切に立てているか。 3 研修の成果を活用しているか。	(1) 区条例第9条 (2) 保育所保育指針第5章2(2)、3(1)(2) (3) 厚生労働省告示第289号第3-2②③	(1) 研修を実施していない。 (2) 研修の実施が不十分である。 (3) 研修の機会が公平に与えられていない。 (1) 研修計画が適切に立てられていない。 (1) 研修の成果を活用していない。	C B B B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
9 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	1 利用者が、良好な環境のもとで生活を営むためには各法令に定められている建物設備の基準を確保する必要がある。建物設備等の内容を変更する場合は、区条例及びその他の法令を満たす必要がある。 ・非常口は避難に有効な位置に2か所2方向設置。(1階保育室等、屋上屋外遊技場も2方向) ※ 家庭的保育事業を行う場所の避難の位置については、認可申請時（変更した場合も含む）より相違がないか。 ・「室内化学物質対策実施基準」に基づき、室内化学物質を測定するとともに、必要な対策を講じ、安全性が確認された後に開設しているか。 ・保育室等及び医務室がある建物は、ア新耐震基準により建築された建物、イ耐震診断により安全性が確認された建物 2 建物設備等の内容変更により、区条例を満たさないことが起こり得る。変更する場合には、内容変更の届出をする必要がある。 また、面積が増加する場合も認可内容変更の届出をする必要がある。 認可関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであり、整備、保管しておくこと。	1 構造設備が基準を満たしているか。 1 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。 また、変更する場合、届出をしているか。	(1) 区条例第22条：家庭的保育 (2) 区条例第28条：小規模A (3) 区条例第32条：小規模B (4) 区条例第33条：小規模C (5) 区条例第38条：居宅訪問型 (6) 区条例第43条：事業所内 (7) 区条例第48条：小規模型事業所内 (1) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項 (2) 事務取扱要綱第11条	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。 (1) 建物設備等の認可内容と現状に著しい相違がある。 (2) 認可内容と現状に相違がある。 (3) 認可内容の変更を届け出していない。	C C B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	3 家庭的保育事業等は、規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。 ア 家庭的保育事業にあつては、専用の部屋の面積は9.9㎡（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき、3.3㎡を加えた面積）以上、庭（代替場所含む）の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 イ 小模保育事業所A型及びB型にあつては、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、2歳児1人につき3.3㎡以上であること。 ウ 小模保育事業所C型にあつては、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳児1人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場の面積は、2歳児1人につき3.3㎡以上であること。 エ 居宅訪問型保育事業にあたつては、当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。 オ 事業所内保育事業所にあつては、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、2歳児1人につき3.3㎡以上であること。	1 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。	(1) 事務取扱要綱第4条 (2) 区条例第22条：家庭的保育 (3) 区条例第28条：小規模A (4) 区条例第32条：小規模B (5) 区条例第33条：小規模C (6) 区条例第38条：居宅訪問型 (7) 区条例第43条：事業所内 (8) 区条例第48条：小規模型事業所内	(1) 基準面積が不足している。	C
	4 家庭的保育事業等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	1 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。	(1) 区条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)エ	(1) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。	B
	5 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えなければならない。	1 保育に必要な用具が備えられているか。	(1) 区条例第28条：小規模A (2) 区条例第32条：小規模B (3) 区条例第33条：小規模C (4) 区条例第38条：居宅訪問型 (5) 区条例第43条：事業所内 (6) 区条例第48条：小規模型事業所内 (7) 保育所保育指針第1章1(4)	(1) 用具等が備えられていない。 (2) 用具等の備えが不十分である。	C B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 建物設備の安全、衛生	1 家庭的保育事業等の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。 そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。 2 家庭的保育事業等を利用している者の使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	1 構造設備に危険な箇所はないか。 2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。	(1) 区条例第5条 (2) 雇児発第1225008号 (3) 保育所保育指針第3章3、4(1)イ	(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (2) 備品が損傷して危険である。 (3) 危険物が放置されている。 (4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。 (1) 採光・換気等が悪い。	C C C B C
(3) 環境衛生の状況	1 受水槽の有効容量の合計が10m³を超える設備を有する等水道法で規定する簡易専用水道の場合には、次の事項を行う。 (1) 厚生労働大臣が指定する検査機関による検査を年1回実施すること。 (2) 次のような衛生管理を行うこと。 ① 貯水槽の清掃（年1回）（専門の清掃業者に委託）。 ② 給水栓における水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、必要な水質検査を行う。 なお10m³以下の小規模給水施設管理者は法的義務はないが「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」等により、衛生的措置を採るよう指導している。 2 浄化槽を使用している場合、放流水の水質検査及び浄化槽の保守点検を定期的に行うことが義務付けられている。	1 10m³を超える簡易専用水道の場合において、法令等に基づいた適正管理衛生確保を図っているか。 1 浄化槽を使用している場合、定期的な点検及び水質検査を実施しているか。	(1) 社援施第116号通知 (2) 水道法第3条第7項、第34条の2 (3) 水道法施行規則第55条、第56条 (4) 水道法施行令第2条 (1) 浄化槽法第10条、第11条	(1) 10m³を超える簡易専用水道の場合において、水道法に定める検査、衛生的管理を実施していない。 (1) 浄化槽の定期的な点検及び水質検査を実施していない。	B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
10 災害対策の状況					
(1) 管理体制 (防火管理者)	防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。 (1) 選任（解任）・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない（消防法第8条）。 (2) 資格 消防法施行令第3条に規定する資格が必要である。 (3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。 <業務内容> ① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務	2 防火管理者を選任し、届け出ているか。また、管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。 ※収容人員（職員+利用者）30人以上の施設が選任要件消防法施行令第1条の2第3項 3 防火管理者としての業務が適正に行われているか。	(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条 (3) 消防法施行規則第3条の2 (1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条の2	(1) 防火管理者を選任していない。 (2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者を選任していない。 (3) 防火管理者の届出をしていない。 (1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。	B B B B
(2) 防火対策	家庭的保育事業所等のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。 ※家庭的保育事業においては、消防庁の予防事務審査基準に基づき防火対象物とみなされる場合に限る。	1 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。	(1) 区条例第28条：小規模A (2) 区条例第32条：小規模B (3) 区条例第43条、48条：事業所内 (4) 消防法第8条の3第1項 (5) 消防法施行令第4条の3 (6) 消防法施行規則第4条の3 (7) 社施第107号通知	(1) カーテン、絨毯等が防災性能を有していない。	C
(3) 消防計画等	1 消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。 (1) 消防計画の策定 非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定しなければならない。なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。	1 消防計画、あるいは、これに準ずる非常災害に対する具体的な計画を作成しているか。 2 消防計画を所轄消防署に届出しているか。	(1) 区条例第7条 (2) 消防法第8条 (3) 消防法施行令第3条の2 (4) 消防法施行規則第3条	(1) 消防計画を作成していない。 (2) 消防計画の内容に不備がある。 (3) 消防計画を届出していない。	C B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 消防署の立入 検査	(2) 消防署への届出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。	3 消防計画変更の際には、変更の届出をしているか。		(4) 変更の届出をしていない。	B
	2 事業者は、都及び区が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 ・消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。	1 地震防災計画（事業所防災計画）を作成しているか。	(1) 区条例第7条 (2) 東京都震災対策条例第10条 (3) 帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号） (4) 社施第5号通知 (5) 東京消防庁告示第2号	(1) 事業所防災計画を作成していない。 (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。	C B
	3 荒川区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区長に報告しなければならない。	1 避難確保計画を作成し、区長に報告しているか。	(1) 水防法第15条の3第1項、第2項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第5項 (3) 令和4年11月29日4荒区防第727号「水防法等に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」	(1) 避難確保計画を作成していない。 (2) 区長に報告していない。	B B
	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 消防法第4条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。	B
				(2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 防災訓練等	1 非常災害に平穏かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。家庭的保育事業者等は避難及び消火に対する訓練を、月1回以上実施しなければならない。 ・避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること（図上訓練は含まない）。 ・消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。 ・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。 ・避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。 ・訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。 なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引取訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。 また、災害発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との連携に努めるとともに、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。 2 実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。 訓練方法については、実効ある訓練を確保する見地から、災害発生の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが惰性的なものにならないようにする。 さらに、訓練は全職員が参加して実施すること。 3 荒川区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、その結果を区長に報告しなければならない。	1 避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。 2 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施しているか。 3 地震想定訓練を実施しているか。 1 訓練結果の記録を整備しているか。 1 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、区長に報告しているか。	(1) 区条例第7条 (2) 消防法施行令第3条の2第2項 (1) 社施第5号通知 (1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項 (1) 水防法第15条の3第5項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第5項 (3) 令和4年11月29日4荒区防第727号「水防法等に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」	(1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。 (2) 実施方法が不適切である。 (1) 地震想定訓練を実施していない。 (1) 訓練記録が整備されていない。 (2) 訓練記録が不十分である。 (1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない。 (2) 区長に報告していない。	C B B B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 災害発生時への備え	実際に火災や地震などの災害に直面した時のために、保育所として適切に行動できるよう次のとおり備えておくこと。 ①保育所の立地条件や規模、地域の実情等を踏まえた上で、地震や火災などの災害が発生した時の対応等について各保育所でマニュアルを作成し、保育所の防災対策を確立しておく必要がある。 ②地域の関係機関及び関係者との連携については、区市町村の支援の下、連絡体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築していくことが重要である。各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実情に応じて必要な連絡や協力が得られるようにしておくことが重要である。	1 災害の発生に備え、マニュアルを作成しているか。 2 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めているか。	(1) 保育所保育指針第3章4(2)ア (1) 保育所保育指針第3章4(3)イ	(1) 災害発生に備えたマニュアルを作成していない。 (1) 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めていない。	B B
(7) 保安設備	1 家庭的保育事業等においては、消火器等の消火器具非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。 ※延床面積1000㎡以上の場合、有資格者の点検義務未満の場合は自らが行うが、有資格者が望ましい。結果は消防長又は消防署長に報告（資格：消防設備士） ※参考 消防法第17条の3の3→消防法第17条→消防法施行令第6条（別表第一）→消防法施行規則第5条 消防庁の通知により、一定の規模以下の施設においては点検報告の省略が可能となるので注意。 ※家庭的保育事業においては、消防庁の予防事務審査基準に基づき防火対象物とみなされる場合に限る。 2 非常警報器具又は非常警報設備の設置 (1) 区条例による設置 3階以上の保育施設 (2) 消防法施行令による設置 ① 非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備） 収容人員50人以上の場合に設置 ただし、自動火災報知設備を基準に従い設置してい」るときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。 ② 非常警報器具（警鐘、手動式サイレン、その他） 収容人員20人以上50人未満のとき ただし、自動火災報知設備又は非常警報設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。	1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。 2 消防用設備等の自主点検をしているか。 3 点検後の不良箇所を改善しているか。 4 避難器具を設置しているか。 1 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。 ※家庭的保育：火災報知器及び消火器の設置	(1) 消防法第17条の3の3 (1) 消防法施行令第3条の2第2項 (2) 社施第59号通知 (1) 社施第59号通知6 (1) 区条例第7条 (2) 消防法施行令第25条 (1) 消防法施行令第24条 (2) 区条例第22条：家庭的保育 (3) 区条例第28条：小規模A (4) 区条例第32条：小規模B (5) 区条例第33条：小規模C (6) 区条例第38条：居宅訪問型 (7) 区条例第43条、48条：事業所内 (8) 区条例第7条	(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。 (1) 消防用設備等の自主点検をしていない。 (1) 不良箇所の改善を行っていない。 (1) 避難器具を設置していない。 (1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。	B B B B C B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 安全対策	3 消防機関へ通報する設備等の設置 (1) 区条例による設置 ① 消防機関へ火災を通報する設備 3階以上の保育所 (2) 消防法施行令による設置 ① 自動火災報知機設備 延面積が300㎡以上の防火対象物 ② 消防機関へ通報する火災報知設備 延面積が500㎡以上の防火対象物 ③ 漏電火災報知機、 特定の場所を準不燃材以外の材料で造った場合 であって、延面積が300㎡以上又は契約電 気量50Aを超える場合	1 消防機関へ火災を通報する設備を設置しているか。	(1) 消防法施行令第24条 (2) 区条例第22条：家庭的保育 (3) 区条例第28条：小規模A (4) 区条例第32条：小規模B (5) 区条例第33条：小規模C (6) 区条例第38条：居宅訪問型 (7) 区条例第43条.48条：事業所内 (8) 雇児発第1225008号通知 (9) 消防法施行令第23条 (10) 消防法施行令第21条、第22条	(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。	C B
	家庭的保育事業者等は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。 外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置、その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。 例 ・ 職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 ・ 施設設備面の安全確保を図り、点検する。 ・ 関係機関や地域との連携を図る。	2 自動火災報知機等を設置しているか。		(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。	C B
		1 安全対策について、必要な措置を講じているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)、4(1) (2) 雇児総発第402号通知1、2	(1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。 (2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。	C B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	(1)安全計画 家庭的保育事業者等は、児童の安全を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する、指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に基づき必要な安全措置を講じなければならない。 策定した安全計画について家庭的保育事業者等は職員に周知し、研修や訓練を定期的実施しなければならない。 家庭的保育事業者等は、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者等に対し、事業所での安全計画に基づく取り組み内容等を周知しなければならない。 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (2)自動車を運行する場合の所在の確認 家庭的保育事業者等は児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。 参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編） ※安全装置設置の経過措置期間は令和6年3月31日まで（可能な限り令和5年6月末までに設置することが望ましい。） なお、経過措置期間内において安全装置が設置されるまでの間は、代替措置を講ずること。	2 安全計画を策定しているか。 3 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施しているか。 4 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しているか。 5 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。 6 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。	(1) 区条例第20条の3 (1) 区条例第20条の4第2項	(1) 安全計画を策定していない。 (1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。 (1) 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知していない。 (1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。 (2) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。	C C C C C

保育内容編

目 次

1 保育の状況	1	3 健康・安全の状況	14
(1) 人権の尊重	1	(1) 保健計画	14
(2) 全体的な計画の作成	2	(2) 利用乳幼児健康診断	14
(3) 指導計画の作成	2	(3) 健康状態の把握	14
(4) 指導計画の展開	3	(4) 虐待等への対応	15
(5) 保育内容等の評価	4	(5) 疾病等への対応	15
(6) 保育の体制	5	(6) 衛生管理	16
(7) 帳簿の整備	5	(7) 利用乳幼児の安全確保	16
(8) 保護者との連携	6		
2 食事の提供の状況	6		
(1) 食育の計画	7		
(2) 食事計画と献立業務	7		
(3) 食事の提供	9		
(4) 給食供給者の届出等	11		
(5) 衛生管理	12		
(6) 調理業務委託	13		
(7) 調理について	13		

(凡例) 以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

番号	関 係 通 知	略 称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第23号)	区認可条例
3	荒川区家庭的保育事業等設置認可等事務取扱要綱	事務取扱要綱
4	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
5	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
6	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
7	平成27年3月31日雇児発0331第1号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	雇児発0331第1号通知
8	平成27年3月31日雇児母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	雇児母発0331第1号通知
9	平成27年3月31日厚生労働省告示第199号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の基準
10	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
11	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
12	平成9年6月30日児企第16号「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」	児企第16号通知
13	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
14	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知
15	平成8年8月8日児企第26号「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」	児企第26号通知
16	平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」	健康増進法
17	平成15年5月1日荒川区規則第39号「荒川区健康増進法施行細則」	健康増進法施行細則
18	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」	食品衛生法
19	昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
20	令和2年8月5日薬生食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」	薬生食監発0805第3号通知
21	平成20年3月7日雇児総発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
22	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
23	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
24	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
25	平成16年1月20日雇児発第0120001号「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発第0120001号通知
26	平成29年6月16日雇児保発0616第1号「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	雇児保発0616第1号
27	平成29年11月10日府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	府子本第912号
28	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
29	昭和57年7月2日57福児母第353号「保育所における事故防止について」	都第353号通知

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 保育の状況	家庭的保育事業等における保育は、「保育所保育指針」に準じて行い、荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例その他関係法令等の定めによるものである。 保育の原理について、「保育所保育指針」では次のことを示している。 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。 乳児保育では、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」を目指す。 1歳以上児では、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」を目指す。 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。	1 保育の内容は適切か。	(1) 区認可条例第25条、第30条、第32条、第36条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第1章、第2章	(1) 保育の内容が適切でない。 (2) 保育の内容が不十分である。	C B
(1) 人権の尊重	家庭的保育事業等における保育は、擁護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであり、養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである。保育全体を通じて、擁護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。	1 養護の内容は適切か。	(1) 区認可条例第25条、第30条、第32条、第36条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第1章2	(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。	C B
ア 人格を尊重した保育	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。 一人一人の利用乳幼児が、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。	1 一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。	(1) 区認可条例第5条 (2) 保育所保育指針第1章1(5)ア、2(2)イ(ア)②③	(1) 一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。 (2) 一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。	C B
イ 虐待等の行為	家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 区認可条例第12条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第2条、3条 (3) 保育所保育指針第1章1(5)ア	(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。 (2) 一部不適切な行為がある。	C B
	① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。				

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による1、2又は4の行為と同様の行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。				
(2) 全体的な計画の作成	全体的な計画は、利用乳幼児や家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、利用乳幼児の育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。 全体的な計画は、全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画等を通じ、各家庭的保育事業者等が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。	1 全体的な計画を作成しているか。 2 全体的な計画の内容は十分か。	(1) 保育所保育指針第1章3(1)ア、イ、ウ	(1) 全体的な計画を作成していない。 (1) 全体的な計画の内容が不十分である。	C B
(3) 指導計画の作成 ア 指導計画の構成	全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、利用乳幼児の生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な利用乳幼児の日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。	1 長期的な指導計画を作成しているか。 2 短期的な指導計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア (1) 保育所保育指針第1章3(2)ア	(1) 長期的な指導計画を作成していない。 (2) 指導計画の内容が不十分である。 (1) 短期的な指導計画を作成していない。 (2) 指導計画の内容が不十分である。	C B C B
イ 3歳未満児の個人別指導計画	3歳未満児については、一人一人の利用乳幼児の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。	1 3歳未満児について、個人別指導計画があるか。 2 個人別指導計画の内容は十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)	(1) 3歳未満児について、個人別指導計画がない。 (1) 個人別指導計画の内容が不十分である。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ ねらい及び内容、 環境構成	指導計画においては、家庭的保育事業所等の生活における利用乳幼児の発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、利用乳幼児の実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。 また、具体的なねらいが達成されるよう、利用乳幼児の生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、利用乳幼児が主体的に活動できるようにする。	1 具体的なねらい及び内容が設定されているか。 2 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ウ	(1) 具体的なねらい及び内容が設定されているか。 (1) 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。	B B
エ 生活リズムの調和	1日の生活リズムや在園時間が異なる利用乳幼児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。	1 生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)エ	(1) 生活リズムの調和を図るよう配慮していない。	B
オ 休息等の状況	利用乳幼児の発達過程に応じて、休息を取ることができるようにすること。 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。	1 午睡等の適切な休息をとっているか。 2 休息のために適切な環境を確保しているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、2(2)イ(イ)④、3(2)オ (1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、イ(イ)④、3(2)オ	(1) 午睡等の適切な休息を全くとっていない。 (1) 休息のために適切な環境を確保していない。	C B
カ 長時間にわたる保育	長時間にわたる保育については、利用乳幼児の発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること。	1 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画への位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)カ	(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。	B
キ 障害のある子どもの保育	障害のある利用乳幼児の保育については、一人一人の発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、他の利用乳幼児との生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。	1 障害のある利用乳幼児の保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)キ、第3章2(2)ウ、第4章2(2)イ	(1) 障害のある利用乳幼児の保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。 (2) 障害のある利用乳幼児の保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。	B B
(4) 指導計画の展開	1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 (1) 施設長、保育士など全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。	1 指導計画に基づく保育が十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)ア、イ、ウ	(1) 指導計画に基づく保育が不十分である。 (2) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 保育内容等の自己評価	(2) 利用乳幼児が行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、利用乳幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。 (3) 利用乳幼児の主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、利用乳幼児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。				
	2 保育士等は、利用乳幼児の実態や状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。	2 保育の過程を記録し、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)エ、(5)イ	(1) 保育の過程の記録、指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。	B
	3 保育日誌は、保育の状況（全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況）の記録であり、保育の実践を正確に把握し、保育士の反省の資料として次の保育の手がかりとする重要な記録簿である。 なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。	1 保育日誌を作成しているか。 2 保育日誌の記録内容は十分か。 ・ 0、1歳児は個人別記録になっているか。	(1) 区認可条例第19条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ	(1) 保育日誌を作成していない。 (1) 保育日誌の記録内容が不十分である。	C B
	1 保育従事者は、保育の計画や記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。	1 保育従事者の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(4)ア、(5)	(1) 保育従事者の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。	B
	2 家庭的保育事業者等は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、保育の内容等について自ら評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。	2 家庭的保育事業者等は、保育の内容等について、自ら評価を行い、公表しているか。	(1) 区認可条例第5条 (2) 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)、第5章1(2)	(1) 家庭的保育事業者等の自己評価を行わず、公表していない。	B
	3 家庭的保育事業者等は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。	3 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。		(1) 評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 保育の体制 ア 保育時間、開所時間及び開所日数	家庭的保育事業等における保育時間は、原則として一日につき８時間とし、利用乳幼児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、家庭的保育事業者等の長がこれを定める。 家庭的保育事業等は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設であり、理由なく休所することは許されない。 休所又は一部休所（開所しているが、一部の利用乳幼児を休ませている場合をいう。）の理由とは、 (1) 感染症の疾患 (2) 非常災害の発生 (3) 「警戒宣言」の発令などである。 家庭的保育事業等運営規程に保育時間を定めておきながら、これを短縮し、個別的な配慮をすることなく一斉に降園させることは認められない。また、家庭保育を依頼することも適切ではない。	1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。 2 その他不適正な事項はないか。	(1) 児童福祉法第6条の3第9項、第10項、第11項、第12項 (2) 区認可条例第24条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条	(1) 保育時間を短縮している。 (2) 保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。 (3) 全部又は一部休所している。 (4) 家庭保育を依頼している。 (1) その他不適正事項がある。	C C C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 保育従事者の配置 【家庭的保育事業、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業を除く。】	保育従事者は保育士である常勤職員を原則とする。 なお、実際の保育にあたり配置する保育従事者の数は、登園児童に対して、職員配置基準による必要保育従事者数と同様の方法により算出するが、保育所型事業所内保育事業にあっては、算出した結果、必要保育士数が1名の場合であっても、常時2名を下回ってはならない。 保育に直接従事する職員は、利用乳幼児を長時間にわたって保育できる常勤の職員をもって確保することを基本とする。 ただし、本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、利用児童の処遇水準の確保が図られる場合で、以下の条件をすべて満たす場合は、職員の一部に短時間勤務の職員（1日6時間未満又は月20日未満勤務する職員をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員を含む。）及びその他の常勤職員以外の職員を充てても差し支えない。なお、この適用にあっては、乳幼児の発達に応じた組やグループ編成を明確にすること。 ①常勤職員に代えて短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員を充てる場合の勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の勤務時間数を上回っていること。 ②常勤保育士が各組や各グループに1人以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る職員配置基準上の定数が2人以上の場合は2人以上。）配置すること。 ③設置者が、常勤以外の職員についても指揮命令権を有すること。	1 保育従事者を適正に配置しているか。	(1) 区認可条例第23条、第24条、第29条、第30条、第31条、第32条、第34条、第36条、第39条、第41条、第44条、第46条、第47条、第48条事務取扱要綱第5条 (2) 子保発0214第1号 (3) 令和3年3月19日子発第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（準拠） (4) 平成28年2月18日雇児発0218第2号「保育所等における保育士配置に係る特例について」（準拠）	(1) （家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を除き）保育士が配置されていない時間帯がある。 (2) （居宅訪問型保育事業を除き）保育従事者一人のみの勤務時間帯がある。 (3) 短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員を充てる場合の勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の勤務時間数を下回っている。 (4) 常勤保育士を必要数配置していない。	C C C C
(7) 帳簿の整備	1 児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものなので、全ての利用乳幼児について毎日正確に記録しておく必要がある。また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。 2 児童票には、個々の利用乳幼児の状態を把握するものとして利用乳幼児の保育経過記録と、利用乳幼児の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。	2 その他不適正な事項はないか。 1 児童出欠簿を作成しているか。 2 児童出欠簿の記録内容は十分か。 1 児童票を作成しているか。 2 児童票の記録内容は十分か。	(1) 区認可条例第19条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ (1) 区認可条例第19条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ	(1) その他不適正事項がある。 (1) 児童出欠簿を作成していない。 (1) 児童出欠簿の記録内容が不十分である。 (1) 児童票を作成していない。 (1) 児童票の記録内容が不十分である。	B C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 保護者との連携	常に利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 利用開始時には、保育方針、保育時間、休所日等の家庭的保育事業者等の運営内容を利用のしおり等の文書をもって保護者に周知徹底し、理解を得る必要がある。保護者に対する支援は、利用乳幼児の送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信など様々な機会を活用し、利用乳幼児の様子や日々の保育の意図などを説明して保護者との相互理解を図るよう努めること。なお、3歳未満児については、家庭的保育事業者等で用意した連絡帳を備える必要がある。 (例示) ・園だよりの発行 ・保護者との懇談会 等	1 保護者との連携は十分か。	(1) 区認可条例第26条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア	(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。	C B B
2 食事の提供の状況	<家庭的保育事業等の特性を生かした食育> 利用乳幼児が豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。 家庭的保育事業所等における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、利用乳幼児が生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものである。		(1) 区認可条例第15条、第16条 (2) 食育基本法 (3) 保育所保育指針第3章2 (4) 雇児発0331第1号通知		

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	〈食育の環境の整備等〉 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、利用乳幼児や保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。 利用乳幼児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、利用乳幼児と調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。 ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮すること。テーブル、椅子、食器や食具の材質や形などは利用乳幼児の発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮すること。 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。				
(1) 食育の計画	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を全体的な計画に基づき作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。 作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意することが重要である。同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。 食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めることが必要である。	1 食事の提供を含む食育の計画を全体的な計画に基づき作成しているか。	(1) 区認可条例第15条、第16条 (2) 保育所保育指針第3章2(1)ウ	(1) 食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけていない。	B
(2) 食事計画と献立業務 ア 食事計画	1 食事計画とは、利用乳幼児の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画である。	1 食事摂取基準を活用した食事計画を策定しているか。	(1) 区認可条例第15条、第16条 (2) 雇児発0331第1号通知 (3) 雇児母発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準	(1) 食事摂取基準を活用した食事計画を策定していない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 献立の作成	2 利用乳幼児の性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量（以下「給与栄養量」という。）の目標を設定するよう努めること。 昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる利用乳幼児の生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。	1 給与栄養量の目標を設定しているか。	(1) 区認可条例第15条、第16条 (2) 雇児発0331第1号通知 (3) 雇児母発0331第1号通知	(1) 給与栄養量の目標を設定していない。	B
	利用乳幼児の食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。 献立作成に当たっては、利用乳幼児の咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮すること。 (例示) ・2週間周期以上の献立となっている。 ・誕生会、行事食等が盛り込まれている。 ・四季に応じた食品が使用されている。	1 献立表を適正に作成しているか。	(1) 区認可条例第15条、第16条 (2) 雇児発0331第1号通知 (3) 雇児母発0331第1号通知 (4) 健康増進法施行細則第7条	(1) 献立表を作成していない。 (2) 予定献立の記載内容が不適当である。 (3) 責任者の関与がない。 (4) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、又は継続している。 (5) 献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。 (6) 既製品（インスタント食品・市販の調理済み製品等）の使用が随所にみられる。 (7) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。	C B B B B B
ウ 食品の管理	献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入（の手続き）受払等は、適切に管理、把握しなければならない。給食規模の大小にかかわらず、発注・払出は伝票等により把握すること。	1 あらかじめ作成された献立に従って食品を購入しているか。 2 発注書・納品書を整理、保存しているか。 3 納品時に食品材料の検収を行っているか。 4 在庫食品の受払処理は適正か。	(1) 区認可条例第15条、第16条、第19条 (2) 社援施第65号通知 (3) 健康増進法施行規則第7条	(1) 正当な理由なく変更している。 (2) 数量に大幅な違いがみられる。 (1) 発注書・納品書がない、又は不十分である。 (2) 発注に当たって責任者の関与がない。 (1) 食品材料の検収を全く行っていない。 (1) 在庫食品の受払を把握していない、又は不十分である。	C C B B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 食事の提供 ア 献立に基づく提供	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 また、献立に基づき食事の提供を行う。	1 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。	(1) 区認可条例第15条、第16条	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。献立表を作成していない。	C
		2 食事の提供に関する記録（給食日誌、実施献立等）を作成しているか。	(1) 区認可条例第15条、第16条 (2) 区認可条例第19条	(1) 食事の提供に関する記録を作成しているか。 (2) 実施献立の記載内容が不適当である。	C B
イ 利用乳幼児の状況に応じた配慮	1 一人一人の利用乳幼児の生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事が取れるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の利用乳幼児の心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。	1 利用乳幼児の状況に応じた配慮をしているか。	(1) 区認可条例第15条、第16条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④、第3章2(2)ウ	(1) 利用乳幼児の状況に応じた配慮を行っていない。 (2) 利用乳幼児の状況に応じた配慮が不十分である。	C B
	2 <乳児> 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。	2 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	(1) 区認可条例第15条、第16条 (2) 保育所保育指針第2章1(2)ア(イ)①③、(ウ)②、(3)ウ、2(2)ア(イ)②④、(ウ)②④ (3) 雇児発0331第1号通知	(1) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていない。 (2) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食事の中止等	<1歳以上3歳未満児> 1歳以上3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 参考：「授乳・離乳の支援ガイド」（厚生労働省）	3 食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。	(1) 保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)②、2(2)ア(ウ)②、第3章1(3)ウ、2(2)ウ (2) 雇児発0331第1号通知	(1) 食物アレルギーへの対応を適切に行っていない。 (2) 食物アレルギーへの対応が不十分である。	C
	3 利用乳幼児の食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する利用乳幼児の生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配および誤食等の発生予防に努めること。 状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。 アレルギー疾患を有する利用乳幼児の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 参考：「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省）				B
	食事は主食、副食及び間食を毎日提供する必要がある。理由なく、園外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。 なお、食事の中止等の理由とは、 (1) 感染症の発生に伴う保健所の指示 (2) 調理室の改築・修繕等 (3) 非常災害等で給食することが不可能などである。	1 施設の都合で中止していないか。 2 間食を提供しているか。 3 その他不適正な事項はないか。	(1) 区認可条例第15条、第16条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④、第2章3(2)ア(イ)⑤ (1) 雇児母発0331第1号通知	(1) 食事の提供を中止している。 (1) 間食を提供していない。 (1) その他不適正な事項がある。	C B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
エ 検査用保存食の保存	食中毒が発生した場合にその原因を調査・追跡できるよう検査用保存食を適切に保存する必要がある。検査用保存食は、保育所で提供する全ての食品（既製品を含む。）について、原材料及び調理済食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること、原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存することが求められている。	1 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1) 社援施第65号通知 (2) 児企第16号通知	(1) 検査用保存食を適切に保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	C B
(4) 営業の届出等（集団給食施設）【1回20食以上の食事を供給する場合に限る】給食提供者 ア 営業の届出（集団給食施設）	集団給食施設（1回の提供食数が20食程度以上の施設に限る）の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出なければならない（令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない。）。 なお、調理業務を外部事業者に委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要がある。	1 営業の届出をしているか。	(1) 食品衛生法第57条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第70条の2 (3) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 営業の届出をしていない。	B
イ 食品衛生責任者の選任	1 集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。 食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。	1 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表17 (2) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 食品衛生責任者を選任していない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 栄養管理報告	特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設）の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、栄養管理報告を行わなければならない。特定給食施設に該当しない給食施設についても、特定給食施設に準じて報告するよう努めること。	1 栄養管理報告を行っているか。（特定給食施設）	(1) 健康増進法施行細則第6条	(1) 栄養管理報告を行っていない。（特定給食施設）	B
(5) 衛生管理 ア 検便	食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、家庭的保育事業所等内の衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。	1 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行っているか。 2 検便の検査結果を適切に保管しているか。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (3) 薬生食監発0805第3号通知 (4) 区認可条例第17条 (5) 事務取扱要綱第8条第2項 (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知 (8) 社援施第97号通知 (9) 児発第470号通知 (10) 雇児発第0120001号通知 (11) 労働安全衛生規則第47条、第51条	(1) 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行っていない。 (2) その他不適切事項がある。（検査項目不足等） (1) 検査結果を適切に保管していない。	C B C
イ 調理従事者の健康チェック及び調理設備の点検	調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。 管理者等の責任者は、施設の衛生管理に関する責任者（以下「衛生管理者」という。）に調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認して記録を保管すること。 園長等の責任者は、衛生管理者に毎日作業開始前に、各調理従事者等及び各調乳担当者の健康状態を確認させ、その結果を記録させること。 調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。	1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。 2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 事務取扱要綱第8条第2項 (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知 (8) 児企第16号通知 (1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 区認可条例第5条、第14条 (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない（下痢、嘔吐、発熱、手指の傷、化膿創等）。 (2) 調理従事者・調乳担当者の健康チェックが不十分である。 (1) 調理室の衛生管理が不適切である。 (2) 食材及び食器等の洗浄及び保管が不適切である。 (3) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。	C B C C B
ウ 検食	検食を食事提供前に行い、異味・異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。	1 検食を適切に行っているか。	(1) 雇児総発0307001号通知	(1) 検食を行っていない。 (2) 検食の実施方法が不適切である。 (3) 検食の記録を作成していない。	C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 調理業務委託	調理業務については、家庭的保育事業者等が責任を持って行えるよう家庭的保育事業者等の職員により行われることが原則であり、望ましい。 しかしながら、家庭的保育事業所等の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、家庭的保育事業所等の職員による調理と同様な食事の質が確保される場合には、保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。 なお、栄養面での配慮とは、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられる体制にあることをいう。	1 家庭的保育事業所等の職員による調理と同様な食事の質が確保されているか。 2 家庭的保育事業所等内の調理室を使用して調理させているか。 3 栄養面での配慮がされているか。 4 家庭的保育事業所等は、児発第86号通知で示されている業務を行っているか。 5 受託業者は児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。 6 契約内容は児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。	(1) 事務取扱要綱第8条第1項	(1) 食事の質が確保されていない。 (1) 家庭的保育事業所等内の調理室を使用して調理していない。 (1) 栄養面での配慮がされていない。 (1) 家庭的保育事業所等が行う業務を行っていない。 (2) 家庭的保育事業所等が行う業務が不十分である。 (1) 要件を満たしていない。 (1) 要件を満たしていない。	C C C C B C C
(7) 調理について	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねているほかの社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行うことが原則である。	1 当該家庭的保育事業所等内で調理しているか。 2 当該家庭的保育事業所等の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保しているか。 3 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、区の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われているか。 4 調理業務を受託する者が当該家庭的保育事業所等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者であるか。	(1) 区認可条例第15条、第16条	(1) 当該家庭的保育事業所等内で調理していない。 (1) 体制及び契約内容を確保していない。 (1) 栄養士による必要な配慮が行われていない。 (1) 給食の趣旨を十分に認識し、調理業務を適切に遂行できる能力を有していない。	C C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 健康・安全の状況	利用乳幼児の健康及び安全は、利用乳幼児の生命の保持と健やかな生活の基本であり、家庭的保育事業所等においては、一人一人の利用乳幼児の健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、家庭的保育事業所等の利用乳幼児の集団全体の健康及び安全の確保に努めることが重要となる。		(1) 保育所保育指針第3章		
(1) 保健計画	利用乳幼児の健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の利用乳幼児の健康の保持及び増進に努めていくこと。	1 保健計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)ア	(1) 保健計画を作成していない。	B
(2) 利用乳幼児健康診断	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 利用乳幼児の心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が利用乳幼児の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	1 利用開始時の健康診断を行っているか。 2 健康診断を年2回行っているか。 3 実施時期・方法等は適切か。 ・未実施児対策は十分か。 4 記録を作成しているか。 5 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。	(1) 区認可条例第17条 (2) 学校保健安全法第11条 (3) 保育所保育指針第3章1(2)イ (1) 区認可条例第17条 (2) 学校保健安全法第13条 (3) 保育所保育指針第3章1(2)イ (1) 区認可条例第17条 (2) 学校保健安全法第17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則 (1) 区認可条例第19条、第26条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第3章1(1)イ (1) 区認可条例第26条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 入所時の健康診断を行っていない。 (1) 健康診断を年2回行っていない。 (1) 実施時期が不適切である。 (2) 実施方法等が不適切である。	C C C B
(3) 健康状態の把握	1 一人一人の利用乳幼児の平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて利用乳幼児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 日々の健康状態を観察しているか。 2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)①、第3章1(1)イ (1) 区認可条例第26条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第3章1(1)イ	(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。 (1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 虐待等への対応	2 利用乳幼児の心身の状態に応じて保育するために、利用乳幼児の健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。	1 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)ア	(1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。	B
	利用乳幼児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関（嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等）と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	1 児童虐待の早期発見に努めているか。	(1) 区認可条例第12条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条 (3) 保育所保育指針第3章1(1)ウ第4章2(3)イ	(1) 早期発見に努めていない。	C
	また、虐待が疑われる場合には、速やかに児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。 家庭的保育事業者等の長は、利用乳幼児又は障害者に対する虐待事案の早期発見及び防止に努めるため、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じること。	2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切な対応しているか。	(1) 児童福祉法第25条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第6条 (3) 保育所保育指針第3章1(1)ウ第4章2(3)イ	(1) 速やかに通告していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。	C C
		3 虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じているか。	(1) 区認可条例第12条	(1) 虐待防止研修等必要な措置を講じていない。	C
(5) 疾病等への対応 ア 体調不良・傷害	保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、利用乳幼児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や利用乳幼児のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行う。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 体調不良等への対処を適切に行っているか。	(1) 区認可条例第14条、第26条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア	(1) 急な病気等への対処を適正に行っていない。	C
イ 感染症等	感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。	2 感染症の予防対策を講じているか。	(1) 区認可条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ	(1) 感染症予防対策を講じていない。 (2) 感染症予防対策が不十分である。	C B
	参考：保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）	3 利用開始前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。		(1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。	B
	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師や栄養士が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	4 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。 再発防止対策に、園全体で取り組んでいるか。	(1) 区認可条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)	(1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ アレルギー疾患	アレルギー疾患を有する利用乳幼児の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ	(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。	C B
(6) 衛生管理	参考：保育所におけるアレルギー対応ガイドライン (平成23年3月厚生労働省) 利用乳幼児及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めること。	1 食中毒事故の発生防止を行っているか。 2 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	(1) 区認可条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章 (3) 社援施第97号通知 (4) 雇児発第0120001号通知 (1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 社援施第97号通知 (3) 児企第26号通知	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。 (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。	B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 利用乳幼児の安全確保	1 保育中の事故防止のために、利用乳幼児の心身の状態等を踏まえつつ、家庭的保育事業所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、利用乳幼児の主體的な活動を大切にしつつ、家庭的保育事業所等内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・園外保育時に携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 ・園外保育時に複数の保育士が対応しているか。 ・園外保育時の迷子、置き去り防止策を行っているか。 ・職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意しているか。 ・水遊び等を行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底しているか。 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府） 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」（令和3年12月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡） 事故報告の第1報は原則事故発生日（遅くとも事故発生日）、第2報は原則1カ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果においては、でき次第報告すること。	1 利用乳幼児の事故防止に配慮しているか。 2 乳幼児突然死症候群（SIDS）の事故防止対策を講じているか。 ・睡眠時チェック表を作成しているか	(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、 (2) 2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ 雇児総発第402号通知 (3) 雇児保発0616第1号 (1) 保育所保育指針第2章1(3)ア、 第3章1(3)イ、3(2)イ	(1) 利用乳幼児の事故防止に配慮していない。 (2) 利用乳幼児の事故防止に対する配慮が不十分である。 (1) 乳幼児突然死症候群の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の事故防止対策が不十分である。	C B C B
	2 学校安全会、損害保険に加入することによって、事故に対する補償について万全を期すること。	1 損害賠償保険に加入しているか。 2 損害賠償保険の内容が適切か。	(1) 都第353号通知	(1) 損害賠償保険に加入していない。 (1) 損害賠償保険の内容が不適切である。	B B
		3 事故報告を区に、速やかに行っているか。	(1) 府子本第912号	(1) 事故報告が速やかに行われていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	3 利用乳幼児の登降園は、送迎時における利用乳幼児の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。	1 利用乳幼児の登降園は保護者等が行っているか。	(1) 雇児総発第402号通知別添－2（児童福祉施設・事業（通所型）における点検項目）	(1) 利用乳幼児の登降園を責任ある人以外の人が行っている。 (2) その他不適正な事項がある。	B B

會計經理編

目 次

1 帳簿の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 社会福祉法人の会計経理・・・・・・・・	1
3 社会福祉法人及び学校法人以外の者の経理処理・・・・	1
(1) 経理処理等・・・・・・・・・・・・	1
(2) その他・・・・・・・・・・・・・・	2

[凡例]以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

	関 係 通 知	略 称
1	平成26年10月23日条例第23号「荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」	区認可条例
2	平成26年12月12日付雇児発1212第6号「家庭的保育事業等の認可等について」	雇児発1212第6号通知

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価事項	評価
1 帳簿の整備	家庭的保育事業者等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 会計においては、雇児発1212第6号において認可条件とされている会計書類以外にも、必要に応じて帳簿を整備すること。 (例) ・現金出納帳 ・実費徴収簿 ・領収証等綴り簿 ・総勘定元帳 など	1 収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	(1) 区認可条例第19条	(1) 収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。 (2) 収支の状況を明らかにする帳簿が、一部未整備である。 (3) 収支の状況を明らかにする帳簿の内容が不十分である。	C B B
2 社会福祉法人の会計経理	社会福祉法人が経営する施設等に係る会計経理については、社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）で定めるところに従い、会計処理を行わなければならない。	指導監査における観点、関係法令等及び評価事項（評価）については、平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」に定めるところによる。			
3 社会福祉法人及び学校法人以外の者の経理処理					
(1) 経理処理等	社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者による家庭的保育事業者等の経理処理については、雇児発1212第6号通知に基づく区の認可条件及び自ら制定した諸規程に従って、経理処理を行う必要がある。	1 区の認可条件及び自らが制定した諸規程に従って会計処理が行われているか。 2 収支計算書又は損益計算書に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けているか。	(1) 雇児発1212第6号通知 (1) 雇児発1212第6号通知第1の3(4)イ	(1) 区の認可条件及び自らが制定した諸規程に従って会計処理が行われていない。 (2) 会計処理が一部不適正である。 (1) 収支計算書又は損益計算書に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けていない。	C B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価事項	評価
(2) その他	前述の社会福祉法人等以外の者の経理処理に関する考え方を踏まえて確認のうえ、指導する。	3 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、上記 2 に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、雇児発1212第6号通知別紙1借入金明細書及び別紙2基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）明細書を作成しているか。	(1) 雇児発1212第6号通知第1の3(4)ウ	(1) 必要書類を作成していない。 (2) 必要書類に一部不備がある。	C B
		4 毎会計年度終了後 3 か月以内に、次に掲げる書類に、現況報告書を添付して、区に提出しているか。 (1) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など、区が必要と認める書類 (2) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、雇児発1212第6号通知別紙1借入金明細書及び別紙2基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）明細書	(1) 雇児発1212第6号通知第1の3(4)エ	(1) 必要書類を提出していない。 (2) 必要書類に一部不備がある。	C B
		1 その他、社会福祉法人等以外の者の経理処理に関することで不適正な事項はないか。		(1) その他、社会福祉法人等以外の者の経理処理に関して重大な問題がある。 (2) その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関して問題がある。	C B

特定地域型保育事業

確認指導監査基準（令和3年4月1日適用）

荒川区子ども家庭部子育て支援課指導検査担当

※本確認指導監査基準は、子ども・子育て支援法第46条第2項に基づき定めるものである。

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

目次

第1 一般原則	1
第2 利用定員に関する基準	1
第3 運営に関する基準	
1 内容及び手続の説明及び同意	1
2 正当な理由のない提供禁止	3
3 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	3
4 あっせん、調整及び要請に対する協力	3
5 受給資格等の確認	3
6 支給認定の申請に係る援助	4
7 特定地域型保育事業者等	4
8 地域型保育給付等の額	5
9 自己評価、第三者評価	6
10 給付認定保護者に係る区市町村への通知	6
11 運営規定	6
12 勤務体制の確保等	6
13 利用者定員の遵守	7
14 掲示	7
15 給付認定の子どもを平等に取り扱う原則	7
16 虐待等の禁止	7
17 懲戒に係る権限の濫用禁止	7
18 秘密保持	7
19 情報の提供	8
20 利益供与等の禁止	8
21 苦情解決	8
22 地域と連携	8

第4 利用者負担額の基準	
1 利用者負担額等の受領	9
2 上乗せ徴収	9
3 実費徴収	9
4 領収証の交付	10
5 給付認定保護者の同意	10
第5 会計の区分	10
第6 保育に関する基準	
1 心身の状況等の把握	10
2 小学校等との連携	10
3 事故発生時の対応・事故の再発防止	10
4 緊急時等の対応	11
5 提供の記録	11
6 特定教育・保育の取扱方針	11
7 相談及び援助	11
第7 記録の整備	11

[凡例]以下の関係法令、通知等を略称して次のように表記する。

	関係法令・通知	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	法
2	平成26年10月23日条例第21号「荒川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例」	区条例

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
第1 一般原則	1 特定地域型保育事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	1 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指しているか。	1 区条例第3条第1項	1 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指していない。	C
	2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業者等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に小学校就学前子どもの立場に立って保育を提供するように努めなければならない。	2 小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って教育・保育を提供しているか。	2 区条例第3条第2項	2 小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って教育・保育を提供していない。	B
	3 特定地域型保育事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、小学校、他の特定地域型保育事業者等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関等との密接に連携しているか。	3 区条例第3条第3項	3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行っていない。	B
				3 関係機関等と密接に連携していない。	B
	4 特定地域型保育事業者は、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	4 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行っているか。	4 区条例第3条第4項	4 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行っていない。	C
		4 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。		4 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていない。	C
	第2 利用定員に関する基準	1 各事業ごとの利用定員が遵守されているか。 ・家庭的保育 1人以上5人以下 ・小規模A型・B型 6人以上19人以下 ・小規模C型 6人以上10人以下 ・居宅訪問型事業 1人	1 区条例第37条第1項	1 利用定員が遵守されていない。	C
		2 3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めているか。	2 区条例第37条第2項	2 3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
第3 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対し、以下の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 <重要事項に記載すべき項目> (1) 運営規程の概要 (2) 連携施設の種類及び名称 (3) 当該連携施設が行う連携協力の概要 (4) 職員の勤務体制 (5) 利用者負担額 (6) その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項 2 利用申込者からの申し出があった場合には、上記1の文書に代えて、区条例第5条第5項で定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。 (1)電磁的情報処理組織を使用するもの ア 特定地域型事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 特定地域型事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定地域型事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2)磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 3 区条例第5条第5項の規定による承諾を得た特定地域型事業者は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、同条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	1 重要事項説明に関して、利用申込者に文書を交付して説明しているか。 1 重要事項説明に関して、利用申込者の同意を得ているか。 2 利用申込者から申出があった場合、重要事項を電磁的方法により提供しているか。 3 区条例第5条第5項の承諾をした場合を除き、重要事項の提供を電磁的方法により行っていないか。	1 区条例第38条第1項 2 区条例第38条第2項、第5条第5項(準用) 3 区条例第38条第2項、区条例第5条第6項(準用)	1 重要事項説明書を交付して説明を行っていない。 1 重要事項説明に関して、同意を得ていない。 2 申出があったにもかかわらず電磁的方法により提供していない。 3 区条例第5条第5項の承諾をした場合を除き、重要事項の提供を電磁的方法により行っている。	C C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
2 正当な理由のない提供禁止等	1 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由なく利用申込みを拒んではならない。	1 正当な理由なく、利用申込を拒んでいないか。	1 区条例第39条第1項	1 正当な理由なく、利用申込を拒んでいる。	C
3 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	1 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この基準において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 2 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 3 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、区条例第42条に規定する連携施設その他の適切な特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	2 保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考しているか。 2 選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行っているか。 3 自ら適切な教育・保育の提供が困難な場合、適切な特定地域型保育事業者又は特定保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	2 区条例第39条第2項 2 区条例第39条第3項 3 区条例第39条第4項	2 保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考していない。 2 選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行っているか。選考方法を事前に明示していない。 3 自ら提供が困難な場合、適切な措置を速やかに講じていない。	C
4 あっせん、調整及び要請に対する協力	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により区市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 区市町村のあっせん、調整及び要請に協力しているか。	1 区条例第40条第1項、第2項	1 区のあっせん、調整及び要請に対して協力していない。	B
5 受給資格等の確認	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する教育・保育給付認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。	1 教育・保育給付認定証を確認しているか。	1 区条例第8条(準用)区条例第50条	1 教育・保育給付認定証を確認していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
8 地域型保育給付等の額の通知	3 区条例第42条第4項第2号の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。) (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの	3 区条例第42条第4項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しているか。	3 区条例第42条第5項	3 区条例第42条第4項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保していない。	B
	4 居宅訪問型保育事業を行う者は、荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の区の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	4 連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設(居宅訪問型保育連携施設)を適切に確保しているか。	4 区条例第42条第6項	4 連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設(居宅訪問型保育連携施設)を適切に確保していない。	C
	5 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。		5 区条例第42条第7項		
	6 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定地域型保育事業者等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定地域型保育事業者等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。	5 特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設又は他の特定地域型保育事業者等に対して情報を提供し、密接な連携に努めているか。	6 区条例第42条第4項	5 特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設又は他の特定地域型保育事業者等に対して情報を提供し、密接な連携に努めていない。	B
	1 特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(特別地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しなければならない。	1 保護者に対し、地域型保育給付費等の額に係る通知を行っているか。	1 区条例第14条第1項(準用) 区条例第50条第1項	1 地域型保育給付費等の額に係る通知を行っていない。	C
	2 特定地域型保育事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない	2 特定地域型保育提供証明書を交付しているか。	2 区条例第14条第2項(準用) 区条例第50条第2項	2 特定地域型保育提供証明書を交付していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
9 自己評価、第三者評価	1 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 自ら評価を行い、常にその改善を図っているか。	1 区条例第45条第1項	1 自ら評価をし、その改善を図っていない。	C
	2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	2 定期的に外部の者等による評価を受け、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	2 区条例第45条第2項	2 定期的に外部の者等による評価を受け、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	B
10 教育・保育給付認定保護者に係る区市町村への通知	1 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしているときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。	1 保護者の偽りその他不正な行為について、区市町村に通知しているか。	1 区条例第19条(準用) 区条例第50条	1 保護者の偽りその他不正な行為について、区市町村に通知していない。	C
11 運営規定	1 特定地域型保育事業者は次に掲げる重要事項に関する規程(「運営規程」)を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日 (5) 教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担額その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(区条例第39条第2項に規定する選考の方法を含む。) (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	1 運営規程を定めているか。	1 区条例第46条	1 運営規程を定めていない。	C
12 勤務体制の確保等	1 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	1 職員の勤務体制を定めているか。	1 区条例第47条第1項	1 職員の勤務体制を定めていない。	C
	2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業者の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	2 当該施設の職員によって特定教育・保育が提供されているか。	2 区条例第47条第2項	2 当該施設の職員によって特定教育・保育が提供されていない。	C
	3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	3 職員の資質向上のための研修の機会を確保しているか。	3 区条例第47条第3項	3 職員の資質向上のための研修の機会を確保していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
13 利用定員の遵守	1 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第46条に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	1 利用定員を遵守しているか。(やむを得ない事情がある場合は除く。)	1 区条例第48条	1 利用定員を超えて保育の提供を行っている。	C
14 掲示	1 特定地域型保育事業者は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他利用申込者の施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	1 施設の選択に資する重要事項を掲示しているか。	1 区条例第23条(準用) 区条例第50条	1 施設の選択に資する重要事項を掲示していない。	C
15 教育・保育給付認定の子どもを平等に取り扱う原則	1 特定地域型保育事業者においては、子どもの国籍、信条、社会的身分等、又は費用を負担をするか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。	1 子どもを平等に取り扱っているか。	1 区条例第24条(準用) 区条例第50条	1 子どもを平等に取り扱っていない。	C
16 虐待等の禁止	1 特定地域型保育事業者の職員は、子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	1 区条例第25条(準用) 区条例第50条	1 子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
17 懲戒に係る権限の濫用禁止	1 特定地域型保育事業者の長たる管理者は、懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなど等、その権限の濫用をしてはならない。	1 懲戒に係る権限を濫用していないか。	1 区条例第26条(準用) 区条例第50条	1 施設の長たる管理者が、懲戒に係る権限を濫用している。	C
18 秘密保持	1 特定地域型保育事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 業務上知り得た秘密は保持されているか。	1 区条例第27条第1項(準用) 区条例第50条	1 正当な理由なく業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らしている。	C
	2 特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、規定等の整備や雇用時の取り決め等、必要な措置を講じなければならない。	2 業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	2 区条例第27条第2項(準用) 区条例第50条	2 業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていない。	C
	3 特定地域型保育事業者は、小学校、他の特定地域型保育事業者等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	3 個人情報保護に関し、保護者の同意を得ているか。	3 区条例第27条第3項(準用) 区条例第50条	3 情報提供する際、保護者からの同意を得ていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
19 情報の提供	1 特定地域型保育事業者は、施設を利用しようとする子どもに係る保護者が、その希望を踏まえて適切に施設を選択することができるように、当該施設が提供する保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 施設は、当該施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1 施設についての広告内容が虚偽又は誇大となっていないか。	1 区条例第28条第1項、第2項(準用) 区条例第50条	1 施設についての広告内容が虚偽又は誇大となっている。	C
20 利益供与等の禁止	1 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1 当該施設を子どもや家族に紹介することの対償として、利用者支援事業者等に利益の供与をしていないか。 2 利用者支援事業者等へ子どもや家族を紹介することの対償として、利益の収受をしていないか。	1 区条例第29条第1項(準用) 区条例第50条 2 区条例第29条第2項(準用) 区条例第50条	1 施設を紹介することの対償として、利用者支援事業者等に利益の供与を行っている。 2 子ども若しくは家族を紹介することの対償として、利用者支援事業者等から利益の収受を行っている。	C C
21 苦情解決	1 特定地域型保育事業者は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 特定地域型保育事業者は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 特定地域型保育事業者は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 2 苦情の内容等を記録しているか。 3 指導又は助言に対し、必要な改善を行っているか。 4 区からの求めがあった場合、改善報告をしているか。	1 区条例第30条第1項(準用) 区条例第50条 2 区条例第30条第2項(準用) 区条例第50条 3 区条例第30条第4項(準用) 区条例第50条 4 区条例第30条第5項(準用) 区条例第50条	1 窓口を設置する当の苦情解決の仕組みを整備していない。 2 苦情の内容等を記録していない。 3 区からの指導又は助言に対し、改善を行っていない。 4 区へ改善報告をしていない。	C C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
22 地域との連携	1 特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。	1 区条例第31条(準用)区条例第50条	1 地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めている。	B
第4 利用者負担額の基準					
1 利用者負担額等の受領	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。	1 利用者負担額を適切に受けているか。 2 法定代理受領を受けないとき、特定地域型保育費用基準額の支払いを適切に受けているか。	1 区条例第43条第1項 2 区条例第43条第2項	1 利用者負担額を適切に受けていない。 2 法定代理受領を受けないとき、特定地域型保育費用基準額の支払いを適切に受けていない。	C C
2 上乗せ徴収	3 特定地域型保育事業者は、上記1、2の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	3 特に必要であると認められる対価の支払いについて、定められた範囲内で設定されているか。	3 区条例第43条第3項	3 特に必要であると認められる対価の支払いについて、定められた範囲内で設定されていない。	C
3 実費徴収	4 特定地域型保育事業者は、上記3の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定地域型保育事業に係る行事への参加に要する費用 (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 (4) 上記(1)～(3)に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	4 便宜に要する費用について、該当しない費用の支給を受けていないか。	4 区条例第43条第4項	4 便宜に要する費用について、該当しない費用の支給を受けている。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
4 領収証の交付	5 特定地域型保育事業者は、上記1から4までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	5 領収証を交付しているか。	5 区条例第43条第5項	5 領収証を交付していない。	C
5 教育・保育給付認定保護者の同意	6 特定地域型保育事業者は、上記3及び4の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、上記4の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	6 使途・額・理由について、書面で明らかにするとともに、上記3については、文書による同意を得ているか。	6 区条例第43条第6項	6 使途・額・理由について、書面で明らかにするとともに、上記3については、文書による同意を得ている。	C
第5 会計の区分	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 会計の区分はされているか。	1 区条例第33条(準用) 区条例第50条	1 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	C
第6 保育に関する基準					
1 心身の状況等の把握	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定地域型保育事業者等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 子どもの心身の状況などの把握に努めているか。	1 区条例第41条	1 特定地域型保育の提供にあたり、子どもの心身の状況なのに努めていない。	B
2 小学校等との連携	1 特定地域型保育事業者は、小学校又は他の特定地域型保育事業者等との円滑な接続に資するよう、子どもの情報の提供の他、関係機関と密接な連携に努めなければならない。	1 小学校又は他の特定地域型保育事業者等との円滑な接続に資するよう、子どもの情報の提供の他、関係機関と密接な連携に努めているか。	1 区条例第11条	1 小学校又は他の特定地域型保育事業者等との情報の提供の他、関係機関と密接な連携が不十分である。	B
3 事故発生時の対応・事故の再発防止	1 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、下記2に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会を設置し、及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	1 (1)から(3)までにに関する措置を講じているか。	1 区条例第32条第1項(準用) 区条例第50条	1 (1)から(3)までにに関する措置を講じていない。 1 措置が不十分である。	C B
	2 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該教育・保育給付認定子どもの家族等と連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	2 事故が発生した場合、速やかに区、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行い、必要な措置を講じているか。	2 区条例第32条第2項(準用) 区条例第50条	2 速やかに区、教育・保育給付認定子ども家族等への連絡が行われていない。	C
	3 特定地域型保育事業者は、上記2の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	3 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	3 区条例第32条第3項(準用) 区条例第50条	3 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していない。	C
	4 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	4 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	4 区条例第32条第4項(準用) 区条例第50条	4 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
4 緊急時等の対応	1 特定地域型保育事業者の職員は、現に特定地位型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 緊急時に必要な措置を講じているか。	1 区条例第18条(準用) 区条例第50条	1 緊急時に必要な措置を講じていない。	C
5 提供の記録	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	1 区条例第12条(準用) 区条例第50条	1 保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項を記録していない。 2 記録の内容が不十分である。	C B
6 特定地域型保育の取扱方針	1 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っているか。	1 区条例第44条	1 施設の区分に応じ、該当する要領・指針等に基づき、心身の状況等に応じた適切な特定教育・保育の提供を行っていない。	C
7 相談及び援助	1 特定地域型保育事業者は、常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握しているか。 2 子ども又は保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	1 区条例第17条(準用) 区条例第50条	1 常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握していない。 2 子ども又は保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていない。	C C
第7 記録の整備	1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	1 区条例第49条第1項	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C
	2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ＜5年保存しなければならない帳簿＞ (1) 指導計画 (2) 保育日誌(園日誌) (3) 保護者の不正等に関する区への通知に係る記録 (4) 苦情受付簿 (5) 事故簿	2 特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。	2 区条例第49条第2項	2 特定地域型保育の提供に関する記録を5年間保存していない。	C